

「京都府中小企業応援条例」に基づく  
—京都府元気印中小企業認定制度—

研究開発等事業計画申請の手引書

京 都 府  
公益財団法人京都産業 21  
令和 6 年 9 月

## 目 次

項 目	ページ
I はじめに	1
II 申請手続きなどの概要	2
III 対象となる中小企業等の範囲・相談窓口	3
IV 研究開発等事業計画について	4
V 申請書類の作成	5
VI 認定及び各種支援施策について	6
VII 認定後の手続き	6
VIII 研究開発等事業計画申請・認定に係るQ & A	7
IX 支援メニュー 一覧	10
X 申請書様式及び記入要領等	13
XI 記入ポイント	26

## I はじめに

### ～中小企業者の皆様へ～

- ◇ 「京都府中小企業応援条例」に基づく「京都府元気印中小企業認定制度」とは、中小企業者の皆様が独自に培ってきた技術やノウハウ等の強みを生かし、新たな事業展開を図るための研究開発等の事業計画を京都府知事が認定する制度です。認定を受けると中小企業の成長発展を促進するための各種支援メニューを活用することができます。
- ◇ この手引きは、条例に基づく認定制度の適用を受けようとお考えの皆様に、この制度の趣旨や手続き、認定後の支援メニューなどについてご理解いただき、事業を円滑に実施していただくために作成いたしました。
- ◇ 皆様の積極的な取組に期待しております。

### 中小企業応援条例に基づく認定制度の特徴

#### ◇中小企業者自らの「強み」を生かした取組を認定

中小企業者の皆様が保有する特許、ノウハウなどの知的財産をはじめ、技術、人材、ネットワーク、機械・設備などの「企業価値向上」の源泉となる強みを活かし、新規性、独自性を備えた商品やサービス、販売手法の開発、技術の高度化などイノベーションの取組を認定します。

#### ◇さまざまな取組を幅広く支援

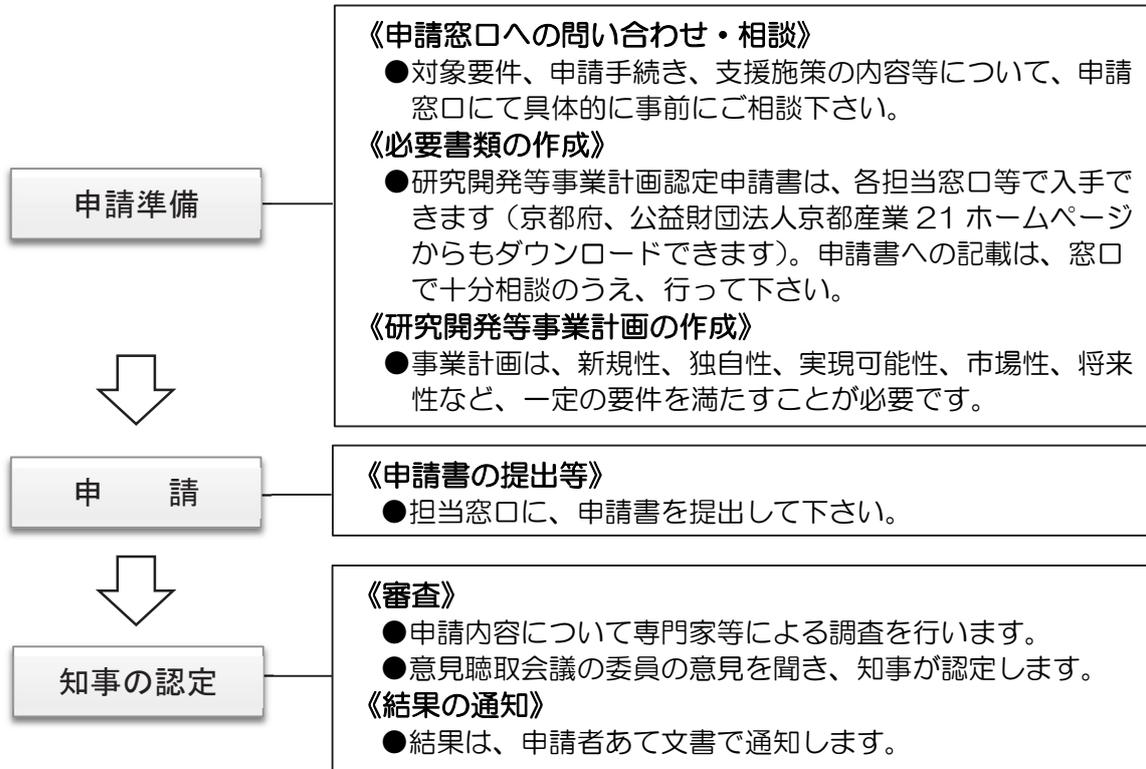
新たな事業展開等へのチャレンジはもちろん、中小企業者単独で行うものに限らず、企業連携や企業と大学等と連携して行う、技術・商品・役務の研究開発、その成果の利用を事業化するための需要開拓など、様々な取組を幅広く支援します。

#### ◇認定事業計画の実行のための支援メニュー

認定事業を対象にした支援メニューをご用意しています。  
(ご利用には、別途審査があります。)

## Ⅱ 申請手続きなどの概要

### 1 申請手続きの流れ



### 2 申請を行うにあたって

- ◆ 申請を行うためには、主に次の要件を満たすことが必要です。
  - (1) 中小企業者(法人、個人)、組合等で、府内に事務所等を設置していること
  - (2) 中小企業が自らの「強み」を生かした事業であること  
「強み」とは、特許、ノウハウなどの知的財産をはじめ、技術、人材、ネットワークなど企業価値向上の源泉となりうるものを指します。
  - (3) 取組を通じて、自社の成長発展をめざす「研究開発等」の事業であること  
経営の向上の程度を示す指標として、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸び率又は一人当たりの付加価値額、その他客観的な指標を用います。
  - (4) 計画期間は5年以内であること

### 3 認定以後の手続き等

- 《各種支援施策の手続き等》
  - 各種支援施策の利用を希望される場合は、別途各支援機関等への申請が必要となります。
- 《事業実施状況報告書の提出》
  - 計画期間の各年次の決算処理終了後、2ヶ月以内に事業実施状況報告書を申請した窓口にて提出してください。

### Ⅲ 対象となる中小企業等の範囲・相談窓口

#### 【1】会社（法人）及び個人

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 〔資本の額又は 出資の総額〕	従業員基準 〔常時使用する 従業員の数※〕
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

※「みなし大企業」（中小企業者以外の者との間に、総株主の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係があるなどの中小企業）は対象になりません。

#### 【2】組合等

企業組合	
協業組合	
事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会	ア 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会 イ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 ウ 商工組合及び商工組合連合会 エ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 ※ 生活衛生同業組合、酒造組合、内航海運組合、鉱工業技術研究組合等については、直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること。
有限責任事業組合	構成員に大企業又はみなし大企業（中小企業者以外の者との間に、総株主の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係があるなどの中小企業）を含まないこと及び構成員全員が京都府内に事務所又は事業所を設置していること。

### 【3】相談・申請窓口

所在地	相談・申請窓口	TEL
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町の方	(公財) 京都産業21お客様相談室 (京都市下京区中堂寺南町134)	075-315-9090
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の方	京都府山城広域振興局 農商工連携・推進課 (宇治市宇治若森7-6)	0774-21-2103
亀岡市、南丹市、京丹波町の方	京都府南丹広域振興局 農商工連携・推進課 (亀岡市荒塚町1-4-1)	0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、綾部市の方	京都府中丹広域振興局 農商工連携・推進課 (舞鶴市字浜2020)	0773-62-2506
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の方(織物・機械金属業関係を除く)	京都府丹後広域振興局 農商工連携・推進課 (京丹後市峰山町丹波855)	0772-62-4304
丹後地域の織物、機械金属業関係の方	(公財) 京都産業21 北部支援センター (京丹後市峰山町荒山225)	0772-69-3675

※ 認定制度についてのお問い合わせは、  
京都府商工労働観光部 産業振興課 (075-414-4851) へ。

## IV 研究開発等事業計画について

### 1 研究開発等事業の実施期間

5年以内

### 2 研究開発等事業計画の内容

- ◇ 研究開発等事業計画には、独自の技術等(特許、ノウハウなどの知的財産をはじめ、技術、人材、ネットワーク、機械・設備など企業価値向上の源泉となりうる「強み」)を活かして新たな事業展開等を図るものであることが必要です。
- ◇ 研究開発等事業とは、次のいずれかの事業を指します。
  - ① 新たな技術の研究開発及びその成果の利用に関する事業
  - ② 新たな商品の研究開発又は生産に関する事業
  - ③ 新たな役務の研究開発又は提供に関する事業
  - ④ 商品の新たな生産又は販売の方式に関する事業
  - ⑤ 役務の新たな提供の方式に関する事業
  - ⑥ 事業化のために必要な需要の開拓に関する事業  
※研究開発等による成果を事業化するために行う需要の開拓に関する事業
  - ⑦ 独自の技術等の高度化による新たな需要の開拓に関する事業  
※企業活動等で培った高度な技術等(技能を含む)に更に磨きをかけて行う需要の開拓に関する事業

- ◇ 研究開発等事業計画は、様式（P14～）に従って、次に掲げる事項を記載します。
  - 研究開発等事業計画認定申請書（第1号様式〈規則第5条関係〉）
  - 研究開発等事業計画書（別表1）
  - 研究開発等事業の実施項目及び時期（別表2）
  - 経営計画及び資金調達計画（別表3）
  - 機械設備、土地・建物の設備等投資計画（別表4）
  - 組合等の試験研究費負担金賦課基準（別表5）
  - 事業計画の公表、関係機関への連絡（別表6）
  
- ◇ 研究開発等事業計画では、企業の経営の向上の程度を示す指標として「付加価値額」（又は「一人当たりの付加価値額」）の伸び率を使用します。ただし、事業計画の内容を考慮して、他に客観的な指標がある場合は、この限りではありません。詳しくは相談窓口でご相談ください。

**付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費**

**一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数**

※付加価値額等の伸び率の目標値は、事業計画の内容により、任意に設定してください。  
 ※また、直近期末の経常利益がゼロ又はマイナスの企業については、計画終了時にはプラスに転じることが認定の前提となります。

## V 申請書類の作成

- ◇ 事業計画については、記入要領（P26）に従って、必要事項を記載して下さい。申請書類はP14以降を参照してください。また、京都府のホームページ、公益財団法人京都産業21のホームページからダウンロードすることもできます。
  - ・京都府HPアドレス：  
<https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sinko/monozukuri/ninsho/genki.html>
  - ・（公財）京都産業21HPアドレス：<http://www.ki21.jp/consultation/genki/>
  
- ※ 申請書の記入及び提出については、受付窓口と十分相談のうえ行って下さい。
  
- ◇ 必要な提出書類及び部数は次のとおりです。
  1. 研究開発等事業計画認定申請書及び研究開発等事業計画書（別表1～6）
  2. 定款又は有限責任事業組合契約書の写し
  3. 申請の日の属する事業年度の直前の2事業年度における決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書）及び事業報告書
  4. 登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書）
  5. 府内において事務所又は事業所を設置し、当該事務所又は事業所において継続して事業を実施していることが分かる書類

※提出部数 1. ～ 5. 各1部  
 [申請者が個人事業主の場合は、1. 3. 5. の書類を提出してください。]

- (産業支援機関)
- 京都府内の商工会・商工会議所
  - 京都府商工会連合会
  - 京都府中小企業団体中央会
  - (公財)京都産業21

## Ⅵ 認定及び各種支援施策について

### 1 結果の通知等について

申請された研究開発等事業計画については、意見聴取会議の委員の意見を聞き、知事が認定します。結果は、申請者あて文書で通知します。

### 2 各種支援メニューについて

申請された研究開発等事業計画が認定された場合、計画の期間中、以下の支援施策が利用できます。詳しくは各支援機関等の担当部局にご相談下さい。

(注) 以下の支援メニューについては、制度の見直しや内容の変更等が行われる場合がありますので、申請等の際には必ず、担当窓口の内容等の確認をお願いします。

- 文化産業振興資金
- 不動産取得税の軽減措置
- 京都府中小企業新技術開発応援制度（チャレンジ・バイ）

※ また、条例に基づく支援措置として、府中小企業技術センター及び府織物・機械金属振興センターの依頼試験手数料、機械器具貸付料の減額（認定不要）もご利用いただけます。

※ 各支援措置の活用には、別途審査等が必要なものがあります。

## Ⅶ 認定以後の手続き

### 事業実施状況報告書の提出

◇ 計画期間の各年次が終了し、決算処理が終了したら2ヶ月以内に事業実施状況報告書を申請した窓口に提出してください。

◇ 事業実施状況報告書の様式（規則第4号様式）は、京都府ホームページ、公益財団法人京都産業21ホームページからダウンロードできます。

- 京都府HPアドレス

<https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sinko/monozukuri/ninsho/genki.html>

- (公財) 京都産業21 HPアドレス

<http://www.ki21.jp/consultation/genki/>

## Ⅷ 研究開発等事業計画申請・認定に係るQ&A

### Q1

研究開発等事業計画の認定までの流れはどのようなものですか。  
また、認定を受けることにより、支援策が利用できると聞いたのですが。

### A

研究開発等事業計画の認定を受けるためには、申請窓口（P4）に事前に相談をして、「研究開発等事業計画書」等を作成し、認定申請書にその計画書等を添付して提出します。申請後、専門家による事前調査を行い、その後、意見聴取会議の委員の意見を聞き、知事が認定します。意見聴取会議は、2ヶ月に1回開催されます。

この意見聴取会議では、委員の前で申請者自ら事業計画についてのプレゼンテーションをしていただきます。また、委員からの質問に応じていただきます。

認定を受ければ、各種支援メニューの活用が可能となりますが、別途審査が行われるものもありますので、詳しくは、受付窓口でご相談ください。

### Q2

申請の締め切りはありますか。

### A

申請には締め切りはありません。（条例が失効する令和8年度末まで認定制度は存続する予定です。）

### Q3

研究開発等事業計画の内容は、どのようなものですか。

### A

認定の対象となる研究開発等事業計画の内容は、次のように分類されます。

- ① 新たな技術の研究開発及びその成果の利用に関する事業
- ② 新たな商品の研究開発又は生産に関する事業
- ③ 新たな役務（サービス）の研究開発又は提供に関する事業
- ④ 商品の新たな生産又は販売の方式に関する事業
- ⑤ 役務の新たな提供の方式に関する事業
- ⑥ 事業化のために必要な需要の開拓に関する事業  
※研究開発等による成果を事業化するために行う需要の開拓に関する事業
- ⑦ 独自の技術等の高度化による新たな需要の開拓に関する事業  
※企業活動等で培った高度な技術等（技能を含む）に更に磨きをかけて行う需要の開拓に関する事業

このように、多様なものを対象としていますが、新規性若しくは独自性を主張できるもの、あるいは技術や商品等が既存のものであっても、新たな要素等を加えることによって、品質、機能、生産性、加工精度、コストの低減効果等（役務の場合は、迅速性、利便性、快適性、安全性、経済性等）が向上する内容であることが必要です。⑦については、Q4を参照してください。

Q4

「独自の技術等の高度化による」とはどのような意味ですか。

A

「独自の技術等」とは、中小企業者が自らの企業活動等の中で培ってきた、いわゆる「強み」であって、特許、ノウハウなどの知的財産をはじめ、技術、人材、ネットワークなどの無形資産、あるいは機械・設備をはじめとする有形資産など、企業価値向上の源泉となりうるものを指します。

「独自の技術等の高度化による」とは、その「独自の技術等」に更に磨きをかけ、他には簡単にまねることができない優れた技術等（従業員等が有する技能等を含む。）を活用することをいいます。

Q5

既に新商品の開発は終わっていますが対象となりますか。

A

たとえ新商品を開発することができても、それが売れなければ企業の成長発展を図ることはできません。そのため、新商品の開発が既に終了していても、これからどのように販売し、売上げを確保し付加価値額等を伸ばすかがカギとなりますので、商品開発が終了し、その後、需要開拓事業を行うような場合についても認定の対象となります。

開発した新技術、新商品について、消費者等に理解を促すための様々な工夫や新たなノウハウが必要であるなど、需要開拓のために一定の課題解決及び投資等が必要なものが対象となります。

Q6

他の企業が開発した技術や方式を導入し研究開発等事業を行う場合は対象となりますか。

A

他の企業が開発した技術や方式を単に自社仕様に改良したり、高性能化することを目的とするのではなく、それを活用して研究開発を行うことによって、新規性若しくは独自性を主張できる技術や商品、方式を開発することを内容とする事業計画であれば、原則として認定の対象となります。

Q7

研究開発等事業計画のポイントは何ですか。

A

事業の目標を達成するための実施項目・内容や、技術成果の利用、商品やサービスの特長を具体的にわかりやすく説明することが必要です。また、新商品（新サービス）の販売計画（ターゲットの絞り込みや販路確保の状況など）やそれを実現するためにどのような事業展開を行っていくかなど、総合的な経営計画（年次計画）をたてる必要があります。その際には、同業他社の状況や市場の動向、従来商品（サービス）との比較などの分析も必要です。

## Q8

窓口で研究開発等事業計画の内容について説明を求められるそうですが、どのようなことに留意すればいいですか。

A

窓口では、事前相談の段階から、現状や、これから行う事業内容のポイントを聞かせていただきます。計画が条例の趣旨に沿ったものであるかどうか、計画内容が理解できるような申請内容になっているか、計画を説明する補助資料などは必要ないか、などの観点からヒアリングを行い、アドバイスをします。申請書の受理後に専門家等による調査を実施します。

また、申請後に実施される意見聴取会議においては、申請者に事業計画についてのプレゼンテーションをしていただきますので、そのためのアドバイスも行います。

## Q9

計画終了時に目標を達成できなかった企業には何らかのペナルティがあるのですか。

A

ペナルティは特に規定していませんが、当初の計画通りに事業が進むよう、進捗状況等の管理には十分ご注意ください。

研究開発等事業計画どおりに事業が進捗しない場合や事業計画の趣旨を変えない範囲で計画を変更しようとする場合には、申請時の窓口にご相談いただき、必要に応じて変更申請等の手続きをとってください。

## Ⅹ 支援メニュー 一覧

(注) 以下の支援メニューについては、制度の見直しや内容の変更等が行われる場合がありますので、申請等の際には必ず、担当窓口の内容等の確認をお願いします。

### 文化産業振興資金

#### 対象者

研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業者等

#### 支援内容

独自の技術等を活かして成長発展する中小企業者に対して、資金を低利・固定で融資し、積極的な事業展開を支援します。

##### ◆融資利率◆

年1.2%以内（固定金利）  
※令和6年4月1日現在

##### ◆融資限度額◆

2億円（運転資金8,000万円以内）  
※ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内

##### ◆融資期間◆

運転資金・設備資金 10年以内  
※原則、元金均等月賦返済  
※必要に応じ1年以内の据置可

##### ◆保証人・担保◆

- ・保証協会の信用保証が必要
- ・連帯保証人は必要に応じて徴求する  
（法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）

#### 備考

研究開発等事業計画の認定の他に、金融機関及び京都信用保証協会の審査を受けることが必要です。

なお、研究開発等事業計画の認定は、融資を保証するものではありません。

##### 《制度融資取扱金融機関》

京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、  
京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、  
商工組合中央金庫

#### 問合せ先

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課金融・経営支援担当  
（Tel 075-414-4826）

## 不動産取得税の軽減措置

### 対象者

研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業者

### 支援内容

中小企業者が、認定を受けた事業計画に基づいて研究開発等事業の用に供するために京都府内に取得する不動産（家屋及びその敷地である土地）の不動産取得税が軽減されます（軽減率 10分の9）。

不動産取得税の不均一課税の対象となる土地又は家屋は、条例認定企業が、認定日以降に、認定研究開発等事業計画に定める研究開発等事業の用に供するため、認定事業の実施期間内に取得したもの（自己の事業の用に供する場合に限る）です。

※土地又は家屋を取得した者以外の者に貸与する場合、また、土地又は家屋を取得した者以外の者の事業の用に供される場合は、特例措置の対象となりません。

### 問合せ先

京都府商工労働観光部産業振興課中小企業育成担当  
(TEL 075-414-4851)

京都府新商品・サービス販売促進支援制度  
(中小企業チャレンジ・バイ)

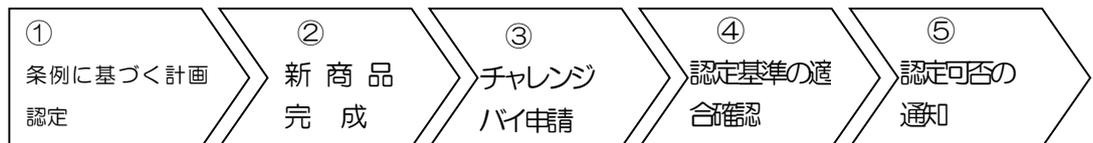
**対象者**

研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業者等

**支援内容**

認定を受けた事業計画に基づいて開発された新商品・新サービスを京都府が随意契約により買入れることができます。(すべての新商品の調達をお約束するものではありません。)

◆申請・認定の流れ◆



**問合せ先**

京都府商工労働観光部産業振興課特区・イノベーション推進担当  
(Tel 075-414-4853)

## X 申請書様式及び記入要領等

■ 申請様式及び別表 1～6	P14
■ 記入要領等	
1 記入要領	P24
2 記入ポイント	P26

※ 申請書様式については、各担当窓口で配付しています。  
また、京都府のホームページ、公益財団法人京都産業21のホームページからダウンロードすることもできます。

- 京都府HPアドレス  
<https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sinko/monozukuri/ninsho/genki.html>
- (公財) 京都産業21 HPアドレス  
<http://www.ki21.jp/consultation/genki/>

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

京都府知事 様

住所又は所在地(電話番号)  
氏名又は名称及び代表者の氏名

研究開発等事業計画認定申請書

京都府中小企業応援条例第7条第1項の規定により、研究開発等事業計画の認定を受けたいので申請します。

注 次に掲げる書類（申請者が個人の場合にあっては、(1)、(3)及び(5)の書類）を添付してください。

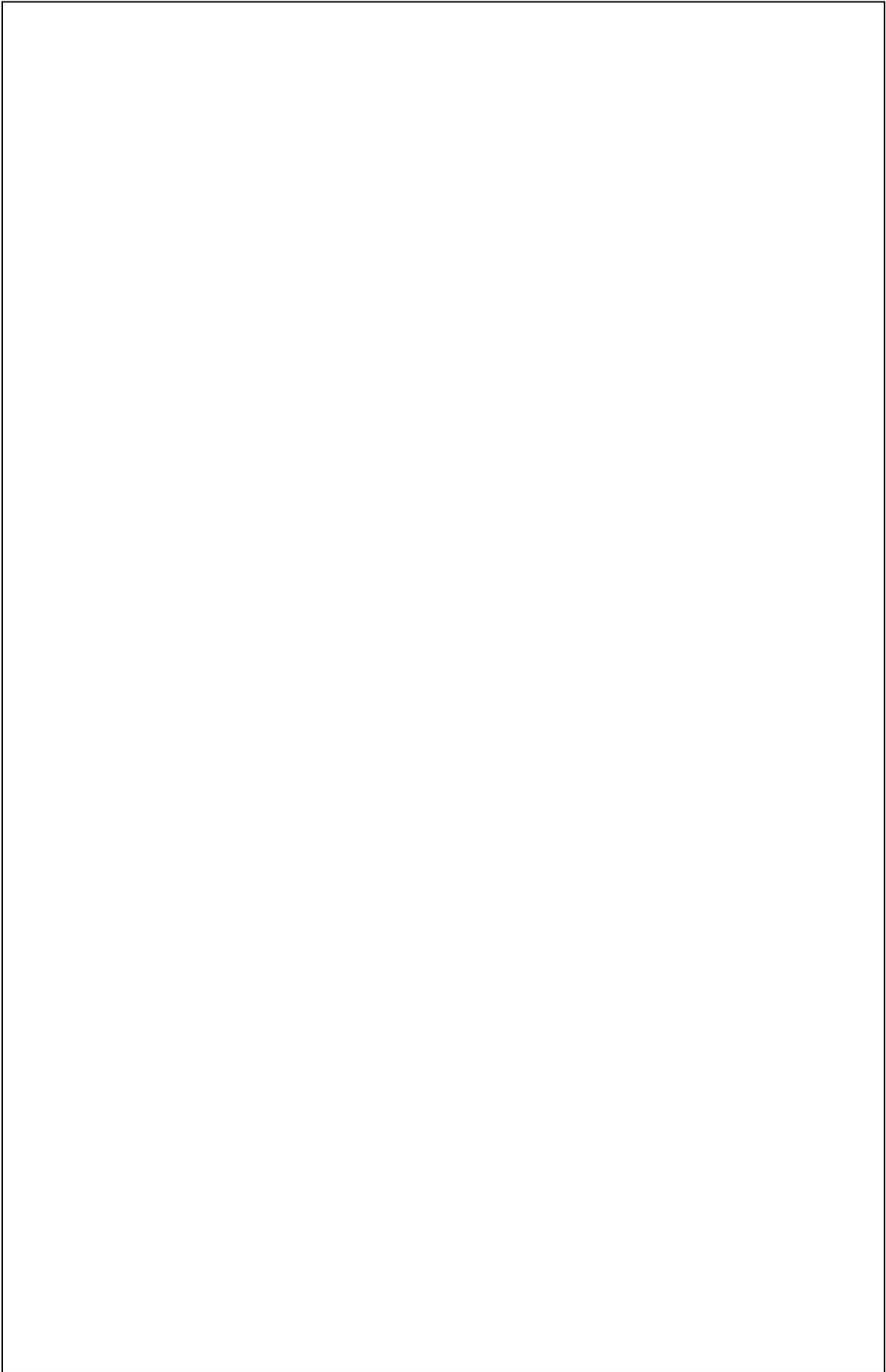
- (1) 研究開発等事業計画書
- (2) 定款又は有限責任事業組合契約書の写し
- (3) 申請の日の属する事業年度の直前の2事業年度における貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (4) 登記事項証明書
- (5) 府内において事務所又は事業所を設置し、当該事務所又は事業所において継続して事業を実施していることが分かる書類

(別表1)

京都府中小企業応援条例  
研究開発等事業計画書

申請者 <small>ふりがな</small>				
代表者氏名 <small>ふりがな</small>		資本金	千円	
所在地	〒			
連絡先	担当者 TEL ( ) -	E-mail: FAX ( ) -		
業種		設立	(創業: 年 月 日) 年 月 日	
従業員数 (組合員数)	名(社員: 名、パート等: 名) ( 名)			
企業等の沿革				
経営方針 (経営哲学、社訓、経営戦略等)				
企業等の強み (得意分野、独自技術、設備、人材、連携、知的財産等)				
補助金等を受けた実績	年度	補助金等名	交付機関等	金額(千円)
		(対象事業: )		
		(対象事業: )		
		(対象事業: )		

事業の テーマ			
事業計画 類型	(対象となる類型全てに丸印を付けてください) (1) 新たな技術の研究開発及びその成果の利用に関する事業 (2) 新たな商品の研究開発又は生産に関する事業 (3) 新たな役務の研究開発又は提供に関する事業 (4) 商品の新たな生産又は販売の方式に関する事業 (5) 役務の新たな提供の方式に関する事業 (6) 事業化のために必要な需要の開拓に関する事業 (7) 独自の技術等の高度化による新たな需要の開拓に関する事業		
事業の 目標			
経営の向上 の程度	指 標	現状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (計画期間) (%)
	付加価値額		% ( 年 月～ 年 月 ( 年計画))
	一人当たりの 付加価値額		%
		(単位: )	
事業の 実施体制			
研究開発等事業の内容			



新規性、独自性及び既存技術等との相違点
自社の強み等を生かせる部分
市場の状況

(指標の算出式)      ・付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費  
 ・一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

研究委託の有無      有      無      (○印)

「有」の場合に記入してください。

目 的	
委 託 先	
所 在 地	
内 容	
予定金額	

目 的	
委 託 先	
所 在 地	
内 容	
予定金額	

\* 記入欄が足りないときは追加してください。

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を参入しましたか。(はい・いいえ)

減価償却費にリース費用を参入しましたか。(はい・いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)



(別表 4)

1 設備等投資計画 (機械設備)

(単位：千円)

	設 備 等	導入年度	単 価	数 量	合計金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※記入欄が足りない場合は、追加してください。

※別表 3 の⑦設備投資額の数値と合わせてください。

## 2 設備等投資計画（土地・建物）

（単位：千円）

1	施設の内容		導入年度	投資金額
	利用目的			
	所在地			
	土地 (敷地)	m <sup>2</sup>		
	建物	建築面積： m <sup>2</sup> 延床面積： m <sup>2</sup> 構造等： (うち研究開発等事業に供する部分 m <sup>2</sup> )		
2	利用目的			
	所在地			
	土地 (敷地)	m <sup>2</sup>		
	建物	建築面積： m <sup>2</sup> 延床面積： m <sup>2</sup> 構造等： (うち研究開発等事業に供する部分 m <sup>2</sup> )		

※記入欄が足りない場合は、追加してください。

(別表 5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計及び その積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠

(別表6)

事業計画の公表について

「研究開発等事業計画」が認定された場合、記載内容を事例集等で公表してよろしいでしょうか。  
以下の該当する項目に○印をしてください。

(認定が決定時の報道発表の際は、公表させていただきます。)

- 1 申請者名 ( 可 ・ 否 )
- 2 代表者名 ( 可 ・ 否 )
- 3 資本金 ( 可 ・ 否 )
- 4 所在地 ( 可 ・ 否 )
- 5 従業員数 ( 可 ・ 否 )
- 6 電話番号 ( 可 ・ 否 )
- 7 認定事業計画の概要 ( 可 ・ 否 )

関係機関への連絡について

「研究開発等事業計画」が認定された場合、記載内容を下記の関係機関に送付することを希望する場合には、該当箇所に○印をしてください。

- ・ 京都信用保証協会 ( 有 ・ 無 )
- ・ 公益財団法人京都産業21 ( 有 ・ 無 )

## 記入要領

## ※申請書作成の際、必ずお読み下さい

### 1 企業等の強み

別表1の該当する欄に、自社が特に得意な分野や独自のノウハウ、特筆すべき機械設備や特殊な技能を有する人材、保有する特許など自社の強みを概ね5ページ以内で自由に記入してください。

### 2 補助金等を受けた実績

別表1の該当する欄に、過去に受けた実績のある補助金等を記入してください。(京都府以外の補助金等も記入してください。)

なお、現在または今後、申請の予定がある補助金等がある場合もこの欄に記入してください。

### 3 経営の向上の程度を示す指標

別表1の該当する欄に、付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計額)又は一人当たりの付加価値額のいずれかを用いてください。これら以外に、「売上」、「経常利益」など、より適切な指標がある場合には、その指標を記入してください。

(1) **人件費**は、以下の各項目の全てを含んだ総額としてください。ただし、これらの算出ができない場合には、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。

- ・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの)
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

(2) **減価償却費**は、以下の各項目の全てを含んだ総額としてください。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省いてください。

- ・減価償却費(繰延資産の償却額を含む。)
- ・リース・レンタル費用(損金算入されるもの)

(3) **一人当たりの付加価値額**

- ・勤務時間によって人数を調整してください。
- ・従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要があります。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要があります。(その際には、勤務時間によって人数を調整する必要があります。)

### 4 研究開発等事業計画の内容等

別表1～4(グループ等の場合は別表1～5)に記載してください。

なお、別表2の記載方法は、次のとおりとします。

(1) 番号は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載してください。

(2) 「項目」は、具体的な実施内容を記載してください。

(3) 実施時期は、「項目」を実施する時期を記載してください(月単位)。

※「実績」欄は、計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はありませんが、計画の進捗に応じ以下のとおり記載してください。

<b>実施状況</b> A：計画通り順調に進んでいる。 B：計画よりも少し遅れている。 C：計画よりもかなり遅れている。
--

## 5 経営計画

別表3に、直近3年間の決算書から記入してください。創業3年未満の場合は記入できる範囲を記載してください。また、研究開発等事業計画に係る設備投資計画を予定している場合は、併せて別表4に記載してください。

### ○組合等、企業連携及び産学公連携の場合における、申請書等の記入方法等について

申請者等		組合等の場合	企業連携の場合	産学公連携の場合
(第1号様式) 研究開発等事業計画認定申請書		組合等の住所、名称、代表者の氏名を記入してください	全ての申請企業の住所、名称、代表者の氏名を記入してください	
(別表1) 研究開発等事業計画書	1 ページ目	申請代表者がまとめて作成してください	申請企業ごとに作成してください	
	2 ページ目	申請代表者がまとめて作成してください		
	3 ページ目	※「事業の実施体制」欄には、全体の実施体制（申請者以外の連携先も含む）を記入してください		
(別表2) 研究開発等事業の実施項目及び時期		申請代表者がまとめて作成してください		
(別表3) 経営計画		申請者ごとに全体の計画を作成してください		
(別表4) 設備等投資計画		申請者ごとに作成してください		
(別表5) 組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準		生産数量（金額）、従業員数、出資金等を記入してください	作成は不要です	



事業のテーマ	事業計画内容の主旨に沿ってテーマを設定してください。																	
事業計画類型	(対象となる類型全てに丸印を付けてください) (1) 新たな技術の研究開発及びその成果の利用に関する事業 (2) 新たな商品の研究開発又は生産に関する事業 (3) 新たな役務の研究開発又は提供に関する事業 (4) 商品の新たな生産又は販売の方式に関する事業 (5) 役務の新たな提供の方式に関する事業 (6) 事業化のために必要な需要の開拓に関する事業 (7) 独自の技術等の高度化による新たな需要の開拓に関する事業																	
事業の目標	下記の「研究開発等事業の内容」欄の「2. 事業計画の内容」を簡潔に要約し、事業展開の狙い、目的とともに、 <u>計画最終年度で期待する成果・期待値(売上高、シェア、販売台数・生産台数、全事業に対する新事業の売上構成比など)</u> を記載してください。																	
経営の向上の程度	指標	現状(千円)	計画終了時の目標伸び率(計画期間)(%)															
	付加価値額	別表3 直近期末の当該数値合計額と合致	$\frac{\text{伸び率(計画終了年度末値一直近期末値)} \div \text{直近期末値} \times 100}{( \text{年 月} \sim \text{年 月} ( \text{年計画} ) )}$															
	一人当たりの付加価値額		%															
	その他( )																	
事業の実施体制	<p>計画した事業をどのような組織体制で実行するのか。例えば定常組織の××部・課が担当する、あるいは新たにプロジェクトを発足させて推進させるなど、事業計画が確実に遂行できる体制を記載してください。</p> <p>(例)</p> <p><b>【社内体制】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>役職等</th> <th>役割・担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>代表取締役</td> <td>事業の全体統括</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇部部长</td> <td>〇〇の選定、試運転、本格稼働</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【社外】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社〇〇</td> <td>〇〇の納入、運用サポート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イメージ図</p> <p><b>【社内体制】</b></p> <pre> graph TD     A[代表取締役] --- B[ ]     A --- C[ ]     A --- D[ ]     B --- E[〇〇部部长]     C --- F[ ]     D --- G[ ]     E --- H[〇〇の選定、試運転、本格稼働]   </pre> <p><b>【外部支援体制】</b></p> <pre> graph TD     I[当社] --- J[(株)〇〇]     I --- K[ ]     I --- L[ ]     J --- M[〇〇の納入、運用サポート]   </pre>			氏名	役職等	役割・担当業務		代表取締役	事業の全体統括		〇〇部部长	〇〇の選定、試運転、本格稼働	名称		株式会社〇〇	〇〇の納入、運用サポート		
氏名	役職等	役割・担当業務																
	代表取締役	事業の全体統括																
	〇〇部部长	〇〇の選定、試運転、本格稼働																
名称																		
株式会社〇〇	〇〇の納入、運用サポート																	

## 研究開発等事業の内容

### 1. 事業計画に至った背景・理由

今回、新たな研究開発などの事業計画に取り組むことを決めた背景や理由を記載してください。例えば次のような場合が考えられます。

- ・新技術・新商品開発の目処
- ・新需要の喚起
- ・市場環境激変
- ・新たなニーズの発生
- ・市場の成長、拡大
- ・ライバル出現
- ・課題含みの現況改善
- ・競争力低下
- ・シェア低下など

市場環境激変や市場の成長、拡大について、調査データがあればグラフなどを記載してください。データの出典元も記載してください。

### 2. 事業計画の内容

設定した事業目標を達成するため実施する各項目とそれぞれの具体的な取組内容を項番別に記載してください。

新たなビジネスモデルの詳細設計と具体的な推進計画を、図・写真などを添付して時系列（実施時期）で記載してください。

- ・独自の強みを活かした新技術、新商品や新サービスの研究開発等の取り組みであれば、その内容を詳しく記載してください。  
大学・公的研究機関との提携や指導を受けている場合は記載してください。
- ・新商品や新サービスで新規需要を開拓する取り組みであれば、その内容を詳しく記載してください。
- ・独自性、新規性、発展性、成長性などを強調してください。

### ※ 実施項目別にスケジュールを明らかにする（5年以内）

実施スケジュールは、ガントチャート等を用いて表で示してください。

なお、記入にあたっては、別表2「研究開発等事業の実施項目及び時期」別表3「経営計画」との整合など実施日程に食い違いがないようにしてください。

### 3. 参入業界の状況と自社のポジショニング

参入業界等の状況

参入する業界、分野を明らかにして業界等全体の現況とともに、技術・商品・サービス動向、技術的課題、今後の見通しなどを記載してください。

調査データがあればグラフなどを記載してください。データの出典元も記載してください。

自社のポジショニング（参入業界での自社の位置づけ）

参入業界・分野におけるポジショニング、全体売上規模・シェア、技術・商品・サービスの特徴・市場評価などを記載してください。

また市場から評価されている、これまでの事業活動で培った技術（商品）、ノウハウ、ビジネスモデルなどを記載してください。

### 4. 事業化の課題と対策

例えば、以下のような視点でまとめてください。

#### (1) 技術面での課題と対策

更なる技術の高度化、新製品開発、製品の高性能化・高機能化、信頼性向上などの課題があれば、その内容と課題解決のための方策を、並記してください。

#### (2) 生産面での課題と対策

生産技術の確立、生産体制の構築など課題があれば、その内容と課題解決のための方策を並記してください。

生産体制の構築では、新工場建設、新規設備導入、社内一貫生産体制構築、協力会社とのネットワーク構築などを記載してください。

### (3) 販売面での課題と対策

製品・サービスを市場・顧客へ売り込むための販路開拓の基本的な考え方、販売戦略を記載し、販路開拓に向けた課題があれば、その内容と課題解決のための方策を並記してください。

連携・協力企業や優先・絞り込むターゲットなどがあれば記載してください。

### 新規性、独自性及び既存技術等との相違点

#### (1) 新規性

技術・商品・サービスの新規性※・独創性を記載してください。

※業界または京都府内で導入事例がないまたは稀であるもの

#### (2) 独自性及び既存技術等との相違点

- ・他社製品との違い、独自性を明らかにしてください。
- ・ライバルの同等品、或いは類似品との特性比較（例えば、横軸に自社及び他社製品、縦軸に特性：仕様、機能・性能、価格、寿命・安定性、生産量、リードタイムなどをとる）を行い、他社との違いを明らかにしてください。

### 自社の強み等を生かせる部分

- ・前述の「企業等の強み」を今回の研究開発等のどこに活かせる（た）のか。言い換えればその強みが有るから、開発できる（た）ことを記載してください。
- ・また自社の強みを活かして、他社に先駆けて、または他社より優位に、製造や販売ができることなどを記載してください。

### 市場の状況（市場性、将来性）

- ・市場のニーズに適合した技術・商品・サービスであることなどを記載してください。
- ・研究開発する（した）成果物が参入する市場の市場規模（売上高、設置台数など市場の大きさが分かる数値）とその伸び率などを記載してください。
- ・ライバル製品の存在、ライバル社の動向、自社のポジションの状況などを記載してください。
- ・具体的な販売戦略（販路開拓方法）…自社のターゲットに向けて、どのような方法で販路を開拓し、売上につなげていくかを記載してください。
- ・研究開発する（した）成果物に関する引き合いがあれば、会社名・使用用途などを記載してください。

【記載例】  
 (別表3)  
 経営計画

(単位:千円)

		2年前 (R3年3月期)	1年前 (R4年3月期)	直近期末 (R5年3月期)	1年後 (R6年3月期)	2年後 (R7年3月期)	3年後 (R8年3月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)
①売上高	上段(会社全体)	2,444,210	2,570,008	2,412,047	2,800,000	3,000,000	3,300,000		
	下段(新規事業)				300,000	400,000	500,000		
②売上原価	上段(会社全体)	1,903,218	1,924,208	1,837,606	1,960,000	2,100,000	2,310,000		
	下段(新規事業)				210,000	280,000	350,000		
③販売費及び一般管理費	上段(会社全体)	515,141	518,730	504,371	600,000	700,000	797,000		
	下段(新規事業)				60,000	80,000	100,000		
④営業利益	上段(会社全体)	25,851	127,070	70,070	240,000	200,000	193,000		
	下段(新規事業)				30,000	40,000	50,000		
⑤経常利益	上段(会社全体)	24,351	125,870	69,070	100,500	140,000	163,000		
	下段(新規事業)				9,600	150,000	200,000		
⑥人件費	(会社全体)	550,600	533,506	504,870	530,000	600,000	700,000		
⑦設備投資額	(会社全体)	38,743	26,202	3,452	160,000	25,000	40,000		
⑧運転資金	(会社全体)	48,800	51,400	48,200	50,000	20,000	10,000		
⑨減価償却費	(会社全体)	60,904	58,497	48,884	85,000	50,000	53,000		
⑩従業員数	(会社全体)	123	115	115	118	123	123		

※ 「直近期末」とは、申請日以前の直近の期末を指します。「1年前」とは、直近期末の更に1期前を指します。  
 ※ ①②③④⑤の行の下段には、研究開発等事業(新規事業)の実施によって増減する額を記入してください。  
 ※ ④の行には数式が入っております。①②③の行を入力すれば自動計算されます。

※申請企業全体の数字を記載すること。

※百円の位を四捨五入の上、記載すること。

※別表3の表に整合性を持たせること。

(整合性を持たせるために微調整していただくことがあります。)

⑥人件費…以下の項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けて算出すること。

※売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金を含んだもの)

※一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職金給与引当金繰入れ

※派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

⑧運転資金…以下の計算式にて算出すること。

売上債権(売掛金、受取手形) + 棚卸資産(商品、製品、仕掛金、原材料) - 買入債務(買掛金、支払手形)

⑩減価償却費…以下の項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。

※減価償却費(繰延資産の償却額を含む)

※リース・レンタル費用(損金算入されるもの)



## 京都府の相談窓口一覧

本社所在地	機 関 名	T E L
京都市・向日市・長岡京市・大山崎町の方	(公財)京都産業21 お客様相談室 (京都市下京区中堂寺南町134)	075-315-9090
宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村の方	京都府山城広域振興局 農商工連携・推進課 (宇治市宇治若森 7-6)	0774-21-2103
亀岡市・南丹市・京丹波町の方	京都府南丹広域振興局 農商工連携・推進課 (亀岡市荒塚町 1-4-1)	0771-23-4438
福知山市・舞鶴市・綾部市の方	京都府中丹広域振興局 農商工連携・推進課 (舞鶴市字浜 2020)	0773-62-2506
宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の方 (織物・機械金属業関係を除く)	京都府丹後広域振興局 農商工連携・推進課 (京丹後市峰山町丹波 855)	0772-62-4304
丹後地域の織物・機械金属業関係の方	(公財)京都産業21 北部支援センター (京丹後市峰山町荒山 225)	0772-69-3675

### 京都府商工労働観光部 産業振興課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL:075-414-4851 / FAX:075-414-4842

<https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sinko/monozukuri/ninsho/genki.html>